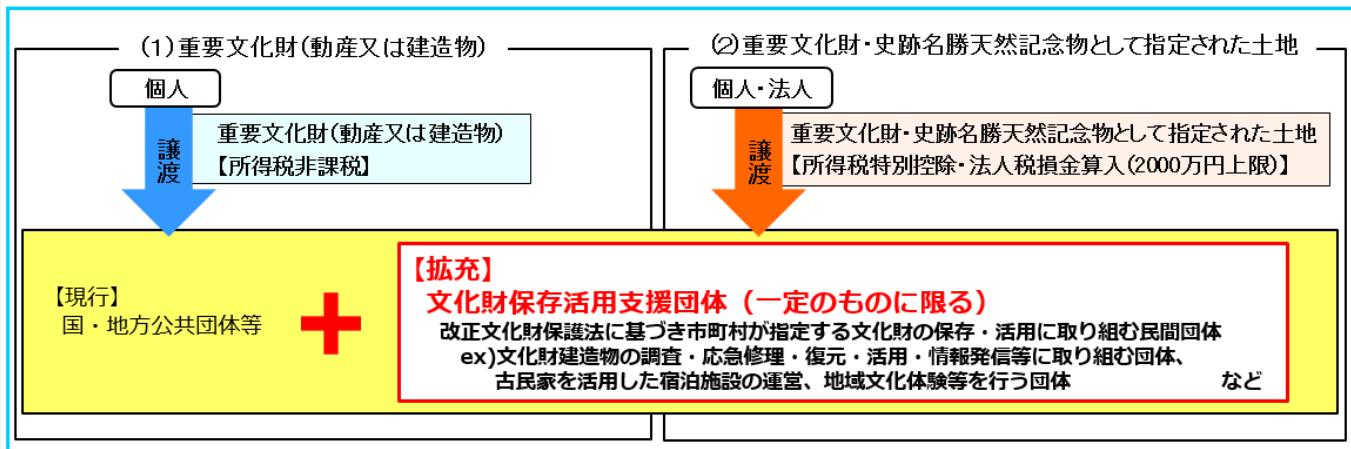


2019年度 文化庁関係税制改正要望事項の結果(概要)

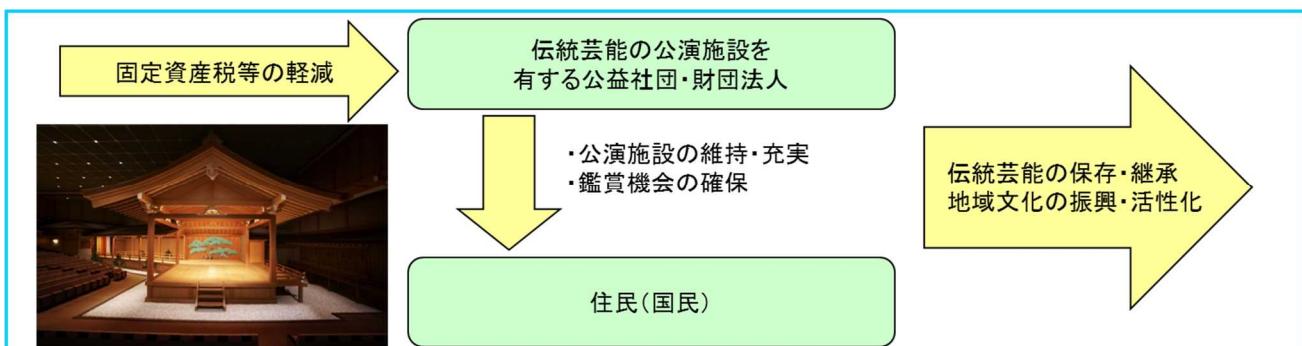
(1) 文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充【所得税等】

個人又は法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体(一定のものに限る。)を追加する。



(2) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する能楽堂(重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設)に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置(課税標準2分の1)について、適用期限を2年延長する(2021年3月31日まで)。



参考 『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』(平成24年法律第49号)
第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。